

雇用就農資金のご案内

助成額:年間最大60万円(月額5万円)

研修期間:最長4年間

本事業では農業法人等(個人農家含む)が、雇用就農者に対し農業技術等を研修した際に資金を交付します。事業の対象となる雇用就農者は、**正社員雇用(1週間で35時間以上就労、保険加入必須)**しており、**研修開始時点での就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満の方**です。

よくあるご質問



Q1.
何名まで応募することができますか？

人数制限はございません。
研修可能な人数で応募可能です。



Q2.
いつ・どれくらい研修したらいいんですか？

就業時間の中で現場研修をしていただきます。最低で年間300時間以上(1ヶ月あたり25時間以上)の研修をお願いします。



Q3.
助成金の申請では、どんな手続きが必要ですか？

申請書(2枚)、出勤簿の写し、正社員雇用時からの賃金台帳の写しを提出いただきます。メールでの提出が可能です。



Q4.
個人農家です。娘夫婦が研修を受けたいようですか、応募は可能ですか？

3親等以内の親族でも、下記2つの条件を満たせば応募可能です。
「(条件1)親族以外の正社員(雇用保険被保険者)がいる」、「(条件2)代表者と同居していない」場合です。



Q5.
助成金の振込はいつ頃になりますか？

助成金の申請は、概ね各年度に2回あります。助成金申請書の提出後概ね1~3ヶ月後に振り込まれます。

例)令和6年度第1回採択者(令和6年6月研修開始)の場合
初回提出が令和6年12月締め切りとなり、令和7年1月~3月頃に振込予定となります。

お問い合わせはこちら

<お問い合わせ先>一般社団法人沖縄県農業会議(担当:照喜名、神里)
〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部453-3(3階)
電話:098-889-6027 E-Mail:nougyou@opca.or.jp
までよろしくお願いします。

応募される方へ

「応募書類の提出」と「経営体情報登録・研修計画の登録」をお願いします

1.【応募書類】

ホームページ内の「応募申請フォーム」より申請を行ってください。※メールや郵送での提出も可能です。

2.【経営体情報・研修計画の登録】

- ①ホームページ上部の「**研修／学ぶ**」をクリック。
- ②ページ3項目の「**農業法人等の情報登録はこちら**」をクリック。
- ③研修計画登録フォームの「**新規登録**」をクリックし、メールアドレスとパスワードを入力します。
登録したメールアドレスに本登録用のメールが届くので登録手続きを済ませます。
- ④研修計画登録フォームにログインし、右上の「**編集**」ボタンから経営体情報を登録します。
- ⑤同ページ右下の「**新規申請**」ボタンから研修計画を登録します。



検討中の方へ

農の雇用事業を活用されていた方へ

農の雇用事業に比べ、助成金申請書が簡素化し書類作成が容易となっています。
助成金申請に係る提出書類は下記の3点になります。

助成金交付申請書 (2枚)

対象期間の賃金台帳 の写し

対象期間の出勤簿の 写し

「農の雇用事業」「雇用就農資金」を活用されていた方へ※研修生(雇用就農者)に離農者がいた場合

①定着率要件と②増加分支援要件を確認ください。

①定着率要件

以前「農の雇用事業」「雇用就農資金」等の研修事業を活用していた場合、過去5年間の研修生・雇用就農者の定着率を確認します。過去5年間の定着率が50%以上ある農業経営体のみご応募できます。

②増加分支援要件(令和4年度以降の採択者のみ)

「雇用就農資金」で振込実績がある雇用就農者(a)が離農した場合、今後応募する際は補完雇用就農者(b)が必要になります。補完雇用就農者に該当できる者は、a以降に採用され事業対象になっていない50歳未満の正社員(保険加入必須)です。補完雇用就農者(b)は事業に応募することはできないため、他の従業員をご応募ください。

お気軽にお問い合わせください。(沖縄県農業会議 098-889-6027 照喜名、神里まで)